

第 10 回三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会 概要

日 時：平成24年2月27日（月）11:00～11:30

場 所：議事堂2階 201委員会室

出席者：三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会委員（9人）

事務局 神戸次長、野口企画法務課長、山本政策法務監、辻上副課長、岸畑主幹、
松本

委員：第10回歯と口腔の健康づくり推進条例検討会を開催する。

第7条の「保健医療関係者等との連携及び協力」について、「連携」までは重いものになっていないかということだが、他の道府県の条例でも同様に「連携」が入った規定となっている。「連携」ということを条文に残した方がよいか。「連携」については削除した方がよいか。

第7条の「口腔の健康づくり推進に関する活動との連携及び協力」の「連携」ということが少し重いものになっていないか確認をしたい。

他の道府県の例でも「連携」が入った規定となっているので、そのままでよいか。（了承）

第11条、第2号の「障がい者」について、通常法律や条例では「障がい者」の「がい」は漢字で表記している。県条例でも原則として漢字を用いているが、二つの条例でひらがなを用いたものがある。この条例では三重県が公文書などで一般的に用いているひらがなの表記とするのか、法制上の漢字表記にするのか。

二つの例というのはどの条例か。

事務局：観光振興条例と防災対策推進条例である。

委員：三重県視覚障害者協議会であるとかは今も漢字を使っていると思うが、障害をお持ちの方を表す言葉の場合は、三重県としてさまざまな計画や条例でも「障がい者」という表記が使われており、ひらがな表記でよい。

委員：他の委員、いかがか。（「異議なし」の声）

それでは、そのままとする。

全員協議会等でご意見はないが、第12条第5項、資料1。「基本条例を定めるときは、これを公表するものとする」と規定したが、文言上、「定めるときは」ではなくて、計画策定前には公表できないので、「定めたときは」が正しい表現となるので修正した。事務局から、他に修正等はあるか。

事務局：条例案において、ふりがな表示した。口腔の「腔」の字にふりがな表示を全部付けて30いくつかある。本来なら、このようにすべてに付けるが、最近の条例は、一番初めの、例えば、第1条の2行目の「口腔」の「腔」だけにふりがなを付けて、以下は付けない条例の作り方もある。

「八 二」に関して、4つほどふりがなを付けているが、これも全部なかった

ら読めないのかと言うと、15 条の条例なので、別になくてもいい。

もう 1 点、第 13 条だが、すでに議論した「罹患」という言葉。これは常用漢字なので漢字とした。県民の方が分かるだろうかと意見が出て、条文の平易性からすれば、この条文において「歯科疾患の実態状況に関する調査を行うものとする」と書けば分かりやすい。実際に各県の条例をみると、この漢字の「罹患」と表記してあるのが 4 県、うち 2 県は「罹」だけふりがなを付けているのが 2 県、付けていない漢字だけのものが 2 県、それ以外は「実態状況等」という表現になっている。

この調査に該当するものとしては歯科疾患実態調査があり、罹患状況の調査も行ったということなので、「罹患」という表示を出すと、ここだけ特に強調されるような意味合いもあるのではないか。

委員：「罹患状況等」のままでいい。今、いろんな面でがんの罹患率とか、この歯周病並びに歯周疾患の罹患率とか、「罹患率」とか一般的にいろいろな県の計画やさまざまなところで出てくる言葉であるし、まさしく健康づくりの中、この条例の中でも大事な部分。この歯周疾患の罹患状況をよくするのが目的でもあるので、こちらの表現でいい。

ひらがな表示については、できる限り丁寧にとということで、第何条かだけをコピーされてどこかで提出してもらうこともあるかも分からないので、ひらがなはすべて「口腔」の「腔」と「八 二」も振られていい。

委員：「罹患」という言葉は「実態調査」でいいと考えたが、そういう思い入れを込めてというのであれば、「罹患」という言葉でよい。

委員：最初のも後のもすべてそのままでもいいか。(了承)では、そのようにする。

2 月 23 日に開催された全員協議会では、他に修正すべきとのご意見はなかったので、原案どおりでよいと確認を得たと考える。先ほどの議論の結果をもって最終案を完成する。

次に、この条例の施行日について、どうか。予定では県議会の議決が 3 月 19 日になるが、同日施行とするのか、年度が変わって 4 月 1 日施行とするのか。

委員：周知期間を設けなければいけないものとそうでないものとは、何か考え方にルールはあるのか。何かルールがあれば教えてほしい。

事務局：特にないと理解している。

委員：例えば刑罰を伴うものだとか、県警がらみの条例については周知期間とかがあるが、健康づくりのことなので、周知期間も特に置く必要はないのであれば、いずれでもかまわない。普通は決まった日からでいい。別に 4 月 1 日まで待たなくてもよい。

委員：3 月 19 日からでいい。

委員：一日も早くということ。もし採決が 19 日にできるのであれば、その同日施行ということ、確認する。(了承)

条例案の最終の修正についても、上程が 2 月 29 日なので、あとは正・副座長に

一任でよいか。(了承)では、文案作成について、正・副座長に一任いただく。
最終案作成の後は、委員の皆さんに送付する。

次に、パブリックコメントに対する回答について、正・副座長で協議し、資料 2 のとおり作成した。ご意見があれば。

委員：回答は例えばメールでいただいた方にはメールで返信か、それぞれ連絡先が分かっている人には返すのか。

事務局：募集の時に記載してあるが、県議会のホームページに載せさせていただくとしており、個々のご意見に対しては返さないことを事前にお知らせしている。

委員：了解した。

委員：内容について、どうか。もう最後の会議なので、漏れるといけないので、最終確認で慎重に見ていただきたい。特に際立って問題のあるところはないか。

委員：今、提案の整理案のままです。

只今のご議論を踏まえ、パブリックコメントの回答文を作成したいが、正・副座長にご一任願いたい。(了承)なお、作成後、パブリックコメントの回答は議会のホームページで公表させていただく。

次に、逐条解説の作成について、解説すべき用語等が多いと考えるが、再度、逐条解説を検討するために条例検討会を開催することは適当ではないので、正・副座長において案を作り、後日、各委員の皆様により文書等により照会をして、修正を加えることにより、逐条解説を作成したいと考えるが、それでよいか。(了承)

事務局：施行日に関しては、公報の交付日になるということではよいか。

委員：公報の交付日に施行ということで日は確定しないが、なるべく早い日にといいことではよいか。法制上の問題もあるので。(了承)それでは、「みえ歯と口腔の健康づくり条例」の検討は、今回の検討会ですべての検討を終え、終了となる。

本日の検討結果をもって最終案を完成し、2月29日、代表者会議、議会運営委員会を経て上程したい。上程後は委員会付託となる。健康福祉病院常任委員長と副委員長に「みえ歯と口腔の健康づくり条例」をお預けする。

本検討会終了後、ご署名を願います。

委員：今配ってもらったものだが、一番上の表題の一個目の「案」は取っていいのか。

事務局：今回は出させていただいた条例案の案をご検討した。

委員：「条例案(案)」ということか。

委員：条例案の案なので、条例案をお預けするということは、常任委員会の委員長と副委員長は除外されるということか。

事務局：ご審議いただくことになるので。

委員：ということで、7人の名前を連ねるということになる。あとは委員長、副委員長にお任せすることになる。

(終了)